



（※請求人を含め、2人以上の感染が確認された施設等で働いていた場合や、小売業の販売業務、育児サービス業務など顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務）

職場での新型コロナウイルス感染による 労災請求

「仕事が原因」で新型コロナウイルスに感染したと認定された場合、労災申請が可能です。
厚生労働省からの2021年8月20日発表時点での新型コロナウイルスに係る労災申請件数は、16,736件。そのうち70%以上が労災認定されています。

どんな人が対象か？

- ① 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかでない限り、原則として対象
- ② 感染経路が業務によることが明らかな場合
- ③ 感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した可能性が大きい場合

何が聞かれるか？

通常の労災申請書に加え、会社側が作成する「使用者報告書」と労働者本人が作成する「申立書」を提出することで本場に業務内での感染かどうかを判断します。

◇会社側

会社側は、対象の労働者について、発症前14日間の勤務時間、業務内容、業務上での新型コロナウイルス感染者との接触の有無を詳しく記載します。また、労働者家族の感染の有無も聞かれ、ここで「有り」とした場合、労働者とその家族がいつ発症したかの前後関係が大事になります。

◇本人側

労働者本人は、発症前14日間の仕事と仕事以外の行動履歴を、感染リスクの高い場所に関する行動を中心に、

病院を受診していない場合は？

症状の有無に関わらず人との接触歴について記載します。ここで、外部との接触が、日用品の買い出し程度の行動であれば、「仕事中に感染した」可能性が高いと判断されることが多いです。



建設キャリアアップシステム 登録できていますか？

H31年4月より本格運用が始まったシステムですが、ここ数ヶ月、ゼネコンの現場でお仕事をされる事業者様からの申請代行依頼が増えています。

技能者一人一人から資料を集め、データとして取り込み、インターネットへ入力するという作業はいざ取り掛かると結構な作業量です。

また、登録内容に個人情報が多いため従業員に任せにくいといった事情もあるようです。当事務所では以下の料金を基準としてお引き受けしております。登録者数によりお見積りさせていただきますので、ぜひお問い合わせください。

報酬額（目安）

- ・技能者登録(簡易型)
★1人当たり1万円
- ・技能者登録(詳細型)
★1人当たり1万5千円 いずれも税別

雑感

最近、SNSを利用し始めた会社を訪問しました。

最初は、「SNSなんて」と思っていたそうですが、いざ始めてみると、取引先やお客様などからの反響は良く、今では「映える」写真をアップするために、従業員同士で仕事と同じくらい真剣に片づけやお店の飾りつけ、構図を考えながら撮影をしているそうです。

笑いながら話される社長を見てみると一つのことをみんなで共有していく新たな会社内のコミュニケーションツールとして、活躍していると感じました。

(日本)

